

令和7年度 金沢市修学旅行等誘致推進事業（奨励金）の概要

1. 目的

修学旅行先を提案し旅行手配する旅行会社に対する奨励金を交付することで、本市への修学旅行等を誘致します。また、国外からの訪日教育旅行も対象とし、本市を訪れる修学旅行生の増加を図ります。

2. 制度内容

対象 ①国内 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するもののうち、石川県外に所在する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校」という。）が主体となって実施する旅行であって、教育課程上特別活動の学校行事に位置付けられるもの

②国外 外国の教育機関が国内と同世代の児童・生徒を対象に、教職員等の引率のもと学校教育の一環として実施する訪日団体教育旅行

交付額：金沢市内での宿泊1名につき2,000円（※）

※ 引率者等は除きます。泊数にかかわらず定額2,000/人とし人数の上限はありません。ただし、予算の上限に達した際には交付できません。

申請主体（交付先）：修学旅行先を提案して旅行手配する旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けている当該修学旅行等を手配・催行する旅行代理店または旅行業務受託者）

申請先：（一社）金沢市観光協会

3. 奨励金の申請手続き

①事前申込書の提出

方法：専用G-mailにて書類を添付し、（一社）金沢市観光協会まで提出

書類：金沢市修学旅行等誘致推進事業費奨励金事前申込書（様式1）

宿泊費見積書（対象の児童・生徒人数が明記してあるもの、様式不問）

奨励金申請承諾書（様式2、修学旅行等の手配を依頼した学校長の押印（国外の学校においては学校代表者のサイン）が必要）

期限：修学旅行出発日の30日前まで（4月当初に開催分は5日前まで）

②交付申請書及び請求書の提出

方法：専用G-mailにて書類を添付し、（一社）金沢市観光協会まで提出

書類：金沢市修学旅行等誘致推進事業費奨励金交付申請書（様式4）

行程表（様式不問）、宿泊証明書（宿泊施設発行）

期限：修学旅行実施後30日以内（3月開催分は令和8年3月31日まで）

③奨励金の支払

奨励金交付を決定後（金沢市観光協会から「交付決定通知書」を送付）、奨励金請求書（様式6）に基づき指定口座へお支払いします

4. 連絡先・申請先

①連絡先

金沢市観光政策課 修学旅行等奨励金係 076-220-2194

②申請先

（一社）金沢市観光協会

申請先メールアドレス（奨励金専用）：kanazawa.schooltrip@gmail.com